



平成25年12月10日制定
平成31年 3月15日改訂
横浜市立岡野中学校

学校いじめ防止基本方針

第1章 いじめ防止に向けた学校の考え方

1 いじめの定義

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第2条にあるように、「いじめ」とは「生徒に対して、当該生徒の在籍する学校に在籍している一定の人的関係にある、他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が、心身の苦痛を感じているもの」をいう。

2 いじめの防止等に向けての基本理念

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識したり、他者の長所等から自己を理解しながら成長する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

第2章 「学校いじめ防止対策委員会」（以下、委員会と称す）の設置

1 委員会の構成員

- (1) 校長、副校長、教務主任、学年主任、指導部長、生徒指導専任教諭、養護教諭
*必要に応じて心理や福祉等の専門家等の参加を要請する。

2 委員会の運営

- (1) 委員会は、常設し月1回以上、定期的を開催する。
- (2) いじめの疑いがある段階で、直ちに校長の招集により委員会を開催する。
- (3) いじめ事案に対し、当委員会が中核となり、組織的に対応方針を決定し取り組む。
- (4) 委員会開催時は、会議録を作成・保管し進捗状況の確認及び管理を行う。
- (5) 広報等、外部との対応時の役割分担の中核となる。
- (6) 重大事態が起こった場合、委員会が中核となり調査する。
- (7) いじめ防止に向けた年間計画の作成やPDCAサイクルでの検証を行う。

3 委員会の活動内容

3-1 未然防止

- (1) いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境をつくる。
- (2) 委員会の存在及び活動を、生徒及び保護者・地域・関係機関等に周知する。

3-2 早期発見・事案対応

- (1) いじめの相談・通報の窓口を設定し、学校便り等で周知する
- (2) いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に関する情報を収集し、記録を取り、共有する。
- (3) いじめ（「疑い」を含む）を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係生徒に

対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握と、いじめであるか否かの判断を委員会が行う。

- (4) いじめを受けた生徒に対する支援、いじめを行った生徒に対する指導体制、保護者との連携といった対応方針を委員会が決定し、組織的に対応する。

3-3 取り組みの検証

- (1) 学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- (2) 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめ防止等に係る校内研修の企画を立て、計画的に実施する。
- (3) 学校いじめ防止基本方針が、学校の実情に即して適切に機能しているか否かについての点検と学校いじめ防止基本方針を見直す。(PDCAサイクルの実行を含む)

第3章 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

1 いじめの未然防止

- (1) 学校教育活動全体を通じた包括的なプログラムの策定
指導計画の中に、生徒自らがいじめを自分たちの問題として捉え、主体的に話し合い、解決できるよう支援するプログラムを計画する。
～人権教育年間計画、道徳教育年間計画、生徒会年間指導計画などに位置付ける。
- (2) 生徒が望ましい人間関係がつかれる為の、具体的な指導力を教職員が身に付けるよう意図的・計画的に研修を企画する。
～特別活動、学級活動、学校行事の関連性を持たせた教育課程の充実
「子どもの社会的スキル横浜プログラム」、YP アセスメントの積極的活用

2 いじめの早期発見

- (1) 日常から大人に相談しやすい環境づくり。いじめの定義理解を含む教職員研修の実施、チェックリストを作成し全教職員で情報共有できるようにする。
- (2) いじめ解決一斉キャンペーン、定期的なアンケート調査、教育相談の充実を図る。
- (3) 学校ネットパトロールや関係機関と連携し、ネット上でのいじめを早期発見するとともに、情報モラル教育を推進する。

3 いじめに対する措置

- (1) いじめの疑いがあった段階から、いじめ防止対策委員会を中核として組織で速やかに対応し、記録を残す。
- (2) いじめの被害者を守り通すことが大原則。被害生徒の保護者への支援、加害生徒の保護者への指導・支援を関係機関とも連携しながら行う。
- (3) 加害生徒には人格の成長を旨とする教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導し、再発防止に向けた指導を保護者の協力、警察署等関係機関との連携を徹底する。

4 いじめの解消

- (1) いじめの解消の要件として、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。
 - ①いじめの行為が少なくとも3ヶ月(目安)止んでいること。
 - ②いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと



5 教職員等への研修

- (1) 生徒の心理や、行為・行動の背後にある子ども同士の人間関係をとらえる教職員の能力を高める実践的な研修を企画し実施する。
- (2) いじめ防止対策推進法の確実な運用が行われるための研修を実施する。

6 「街の教育座談会」、学校・家庭・地域連携事業の活用

- (1) いじめの問題や学校が抱える課題を保護者、地域と共有し、連携・協働して取り組めるよう情報公開し、社会全体でいじめの解消に取り組む風土を作る。

7 取組の年間計画

月	取組内容	備考
4月	年間計画と重点指導内容の確認と、引き継ぎ いじめの定義、生徒指導理解研修	入学式、朝会、保護者説明会、 学年集会、地域等で基本方針 説明
5月	生活アンケート①実施、教育相談① YP アセスメント実施①	家庭訪問
6月	小中一貫ブロック研修会①	まち懇①
7月	横浜こども会議（中学校ブロック話し合い①）	保護者相談、地区懇談会「い じめ防止への取組」
8月	専任教諭夏季研修に基づく校内研修会	
9月	生活アンケート②実施、教育相談②	
10月	小中一貫ブロック研修会②	
11月	横浜子ども会議（中学校ブロック話し合い②）	学家地連事業（子ども会議発 表）
12月	人権週間、いじめ防止月間の取組人権週間、 いじめ解決一斉キャンペーン（アンケート・面談）	保護者面談
1月	教育相談③	
2月	YP アセスメント実施②	まち懇②、学家地連総会
3月	年度の振り返り、次年度への引き継ぎ	
通年	いじめ防止対策委員会（月2回、随時）	

第4章 重大事態への対応

1 重大事態の定義

- (1) いじめ防止対策推進法第28条第1項で、重大事態の定義は
「いじめにより、当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき」（同項第1号）、
「いじめにより、当該学校に在籍する生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある」と認めるとき」（同項第2項）とされている。

2 重大事態発生の報告

- (1) 学校は、重大事態が発生した場合（疑いを含む）、直ちに教育委員会に報告する。

第5章 いじめ防止対策の点検・見直し

- (1) いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う。
(2) 必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講ずる。

参考資料

- (1) 横浜市いじめ防止基本方針（平成29年10月改定）
(2) いじめ防止等のための基本的な方針（文部科学省 平成29年3月14日改定）